

広島県告示第738号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成27年12月24日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	安芸郡府中町新地3番1号 マツダ株式会社 代表取締役社長 小飼 雅道
工場又は事業場の所在地及び名称	安芸郡府中町新地3番1号 マツダ株式会社

2 申請の内容

63 ホ 機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設1基を設置する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

新設

種	類	63 ホ 機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 1基 (府-074 デザインセンター水性塗装ブースNo.2)
能	力	540m ³ /min
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	着工後 翌日
	使用開始予定年月日	工事完成後直ちに

使用 の 方 法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		8時間/日 (季節的変動なし)		
	項 目		通 常	最 大	
	排出 さ れ る 状 態	水素イオン濃度 (水素指数)	(単位: mg/L)	6~8	6~8
		生物化学的酸素要求量		200	400
		化学的酸素要求量		150	300
		浮遊物質質量		100	200
		窒素含有量		0.5	3.0
		磷含有量		10	50
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量		0.5	10
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)		0.0	0.0	
汚水等の排出先		産業廃棄物として外部処理			

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排出水の汚染状態

変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成27年12月24日から平成28年1月14日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所広島支所衛生環境課並びに府中町生活環境部環境課